

(別記様式2)

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬ヘリポート		
所在地	前橋市下阿内町3377-2		
所管部局・課	県土整備部・都市計画課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	道路交計画室 交通連携係	内線	3588

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬ヘリポートの設置及び管理に関する条例(昭和63年群馬県条例第14号)

2 施設の役割

(1) 設置目的

県民の航空交通の用に供すること。

(2) 設置当初の状況

ヘリコプターによる地域航空(通勤航空)ネットワークの構築が構想されていた。

(3) 施設を取り巻く現状

前記構想は、社会経済情勢の変化により実現困難となったが、県警ヘリや防災ヘリによる災害時の救難活動など公的役割を担うヘリコプターの拠点として、重要性が高まっている。

また、公共用ヘリポートとして、民間機の給油中継拠点としての役割も果たしている。

3 施設の概要

設置年月日	昭和63年8月25日
敷地面積(所有者)	42,000㎡(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	滑走路(25×20m)・誘導路(12×8m)・バース(7バース)・管理棟(831.4㎡)・格納庫(4棟)等
建設費	約1,400,000千円
備考	H29年度:受変電・非常用発電改修(38,524千円)・泡消火設備更新(30,154千円) H30年度:舗装改良工事(239,814千円)等

※1 施設数の区分が多い場合は、別紙も可

※2 備考欄には、過去の大規模改修等の状況を記入

◇入園料・利用料等

(円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	
(群馬ヘリポート使用料は別紙のとおり)		運用時間…午前7時から午後7時又は日没時刻まで 休港日…なし(年中無休)

※ 入園料・利用料等の区分が多い場合は、別紙も可

4 施設における実施事業

ヘリポートの維持管理業務

※ 指定管理者が自主事業を行っている場合は、区分して記入

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	令和7年度(当初予算額)	令和6年度(決算額)	令和5年度(決算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)
歳入(①)	3,644	3,840	3,913	4,026	4,155
使用料	3,644	3,840	3,913	4,026	4,155
歳出(②)	37,314	33,724	33,648	28,198	29,843
指定管理料	26,029	26,029	26,029	23,303	23,303
修繕費	8,876	4,245	5,929	2,505	5,020
委託費	1,729	2,992	1,199	2,134	473
その他事務経費等	680	458	491	256	1,047
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 33,670	▲ 29,884	▲ 29,735	▲ 24,172	▲ 25,688
歳入・歳出の主な増減理由	歳入減: 小型機利用が年々増加傾向であることによる。(令和3年度から令和7年度) 歳出増: 施設の老朽化に伴い、施設修繕費が増加したため。(令和4年度から令和6年度)令和7年度以降は長寿命化計画に基づき計画的な修繕を行っている。				

※1 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記入(総務調整費等からの支出も含める。指定管理者の収支ではない。)

※2 人件費は、常勤職員と非常勤職員を区分して記入

※3 歳入・歳出科目は適宜加除修正すること

※指定管理制度導入施設は、次の項目を追加して記入

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和7年度(当初計画額)	令和6年度(決算額)	令和5年度(決算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)
収入(①)	26,066	26,547	26,621	24,394	23,312
指定管理費	26,029	26,029	26,029	23,303	23,303
雑入(受取利息)		9			
自主事業収入	37	5	6	9	9
物価高騰対策支援金		504	586	1,082	
支出(②)	25,018	26,681	26,139	24,131	22,676
人件費	13,190	14,543	13,940	13,434	13,353
維持管理費	8,200	9,993	10,084	9,823	8,689
事務費等	3,596	2,145	2,115	874	634
自主事業費	32				
収支(①-②)	1,048	▲ 134	482	263	636
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	令和6年度について、人件費の上昇に伴い収支が減少に転じている。				

※1 指定管理者の指定管理業務に係る収支を記入(指定管理者団体全体の収支ではない。)

※2 収入・支出科目は適宜加除修正すること

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
常勤職員	5	5	5	5	4
非常勤職員	1	1	1	1	2
合 計	6	6	6	6	6

※ 指定管理者導入施設については、主に指定管理業務に従事する職員数を記入(主に自主事業業務に従事している職員、一部指定管理業務に従事しているが大部分を他の会社(団体)業務等に従事している場合は記入しない。)

7 施設利用の状況

区 分	令和7年度※1	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
年間利用者総数(回)	402	1,253	1,158	1,210	1,126
有料利用者数(回)	161	622	562	566	525
無料利用者数(回)	241	631	596	644	601
目標利用者数(回)※2					
施設稼働率(%)※3					
稼働率対象施設(設備)					
利用者の主な増減理由	目立った増減なし ※1 令和7年度は4月～7月の利用回数				

※1 見込数又は途中実績を記入

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p>群馬ヘリポートは、県民の安全・安心を守る県警ヘリ、防災ヘリなどの公的ヘリコプターの活動拠点となっており、草津白根山・浅間山の噴火や、令和元年東日本台風などの災害時には、他県の防災ヘリや国土交通省ヘリの活動拠点となるなど、その重要性は再認識されたところである。</p> <p>当施設を廃止した場合には、県警ヘリ、防災ヘリの新たな基地や給油手段などを確保しなければならないが、県内に代替できる施設は存在しない。</p> <p>また、民間航空事業者にとっても群馬県内唯一の給油施設であり、中継拠点としても利用されている。</p> <p>このことから群馬ヘリポートは、必要不可欠な施設である。</p>
業務等の見直し	<p>群馬ヘリポートは、公共用ヘリポートとして国際空港と同等に扱われる特殊な施設であり、航空事業に対する専門的知識・経験を有する指定管理者により、適切な維持管理が行われている状況である。引き続き、専門的知識・経験を有する指定管理者による管理運営を継続することが適当であるが、令和6年度の収支がマイナスになっていることから、業務内容を精査し、必要経費の適正な積算等を検討する。</p> <p>利用料金制については、指定管理者の努力が結びつく施設ではないため、導入のメリットはない。(使用料の8割を占める土地使用料は、入居者との契約により金額が決まっている。)</p>

別表（第18条関係）

一 着陸及び停留のための使用料

区 分		金 額	
着陸料	最大離陸重量が1トン以下の機種	1回につき 810円	
	最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき 1,280円	
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき 1,870円	
	最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき 1,870円 に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり1,350円を加算した額	
停留料	1時間以上6時間未満停留する場合	最大離陸重量が3トン以下の機種	460円
		最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	940円
		最大離陸重量が6トンを超える機種	940円 に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり17円を加算した額
	6時間以上停留する場合	最大離陸重量が3トン以下の機種	停留開始後24時間までごとに 1,900円
		最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	停留開始後24時間までごとに 3,800円
		最大離陸重量が6トンを超える機種	停留開始後24時間までごとに 3,800円 に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり70円を加算した額

注1 最大離陸重量が6トンを超える機種の6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。

注2 停留料は、1時間以上停留する場合に徴収し、6時間以上停留する場合の停留時間に24時間未満の端数があるときは、24時間として計算するものとする。

二 土地及び建物の使用料

区 分		金 額
土 地 使 用 料	給油施設用地	1月1平方メートルにつき 50円
	格納庫その他の施設用地	1月1平方メートルにつき 140円
建 物 使 用 料	占用使用	1月1平方メートルにつき 1,160円
	一般使用	1時間1平方メートルにつき 5円

- 注1 1月を単位として定められている使用料の使用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 2 1時間を単位として定められている使用料の使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 3 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 4 占用しようとは同一場所を1月以上継続して使用する場合をいい、一般使用とは占用使用以外の場合をいう。